

令和 2 年 6 月 11 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03413

研究課題名(和文) 歴史からみた労務供給契約に対する労働法的規制の未来

研究課題名(英文) The Future of the Legal Regulations on Labor Supply Contracts from Historical Perspective

研究代表者

石田 眞 (ISHIDA, Makoto)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・名誉教授

研究者番号：80114370

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本における19世紀から21世紀にかけての労務供給契約に対する法規制の歴史を、それぞれの時代の企業組織や就業形態のあり方との関係で析出した「労務供給契約に対する労働法的規制の3段階モデル」を使って検討することを課題とした。

その結果、第1段階(19世紀)に関しては、明治から大正にかけての労務供給契約に関する法的規制の展開過程を鉱業法と工場法の分析を通じて行うと同時に、明治初期の労働紛争に関する裁判所の判決の分析の準備(判例の翻刻)を完了した。また、第3段階(21世紀)に関しては、プラットフォーム労働をめぐる労務供給契約の歴史的位置の分析を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で得られた研究成果の学術的・社会的意義としては、次の諸点が考えられる。第1は、戦前の労働法史研究に対して、労務供給契約に対する労働法劇規制という観点から新たな知見を加えたことである。具体的には、明治民法における雇用・請負・委任規定の原意の検討から得られた知見、および鉱業法や工場法が労務供給契約をどのように捉えていたのかの検討から得られた知見がそれにあたる。

第2は、21世紀におけるプラットフォーム労働をめぐる法的関係の歴史的位置を「労務供給契約に対する労働法的規制の3段階モデル」を使って解き明かしたことである。この研究成果は国際学会において報告され、一定の評価を得ている。

研究成果の概要(英文)：This study conducts the historical examination of the process by which the legal regulations on labor supply contracts have developed in modern Japan using "the three stages model of the legal regulations on labor supply contracts".

As a result, regarding the first stage (19th century), this study conducted the examination of the historical development of legal regulations on labor supply contracts from the late Meiji era to the early Taisho era through the analysis of Mining Acts and Factory Acts and completed the preparations for the analysis of the judgements to the labor disputes in the early Meiji era. In addition, regarding the third stage (21st century), this study analysed the historical position of labor supply contracts concernig the platform work.

研究分野：社会法学

キーワード：労働法 労務供給契約 プラットフォーム労働

1. 研究開始当初の背景

本研究の出発点は、企業組織の変動と就業形態の多様化の中で、労務供給契約(他人の労働力の利用を目的とする契約)に対する労働法的規制のあり方をどのように考えたらよいのか、というところにあった。ではなぜ、このような問題関心をもつに至ったのか。それは、現在、国内外において、労務供給契約に対する労働法的規制のあり方が問題になっているからである。具体的には、「雇用」「請負」「委任」といった名称が与えられている多様な労務供給契約のどの範囲にどのような労働法的規制を及ぼすことが適切なのかという問題が<労働法の未来>との関係で議論されているからである。

では今、なぜ、労務供給契約に対する労働法的規制のあり方が<労働法の未来>との関係で議論されているのか。それは、企業組織の変動と就業形態の多様化の中で、一方では、企業組織の内部と外部の境界が変動していると同時に、他方では、企業組織を構成する成員の就業形態や契約形態が多様化しているからである。前者を「企業組織の範囲の問題」、後者を「企業組織の成員の問題」と呼ぶとすると、前者の側面では、一つの法人格内で完結する伝統的な企業組織とは異なり、法人格としては独立した複数の企業が「共通の目標」と「命令・服従の体系」のもと、単一の「組織」としての一体性をもって機能する場合が多くみられるようになり、法人格で画された法的概念としての企業組織と実際に経済行為を行う単位である社会学的の意味での企業組織の間にブレが生じている(「企業組織の範囲の流動化」)。また、後者の側面では、かつて成員の圧倒的な部分を占めていた期間の定めのない「雇用」契約を締結した正規従業員の割合が減少し、パートタイマー、有期契約者、フリーランスの契約社員などの非正規従業員の割合が増大すると同時に、外部人材である派遣労働者や事業場内下請労働者の活用がすすみ、従来の企業組織の成員構成とその就業形態や契約形態が大きく変化している(「企業組織の成員の多様化」)。

こうした背景のもとで、労働法の領域では、労働法における「使用者」とは誰であり、「労働者」とは誰であるのか、労働法の適用対象たる契約形態とは何であるのか、そもそも労働法の境界はどこにあるのか、などが、各国で問題となっている。これらの問題は、一見すると、個別に生じている独立の問題のようにも見えるが、その根底には、上記で述べたような「企業組織の範囲の流動化」と「企業組織の成員の多様化」の中で、企業組織の範囲が法人格で画され、その成員は法人たる使用者と期間の定めのない「雇用」契約を締結した労働者であるという伝統的な企業組織と成員構成を前提に構築された「伝統的労働法システム」のあり方に動揺がみられるという事態がある。そして、そうであるとする、上述した近年の労働法上の諸問題に立ち向かうためには、個別の論点に解答を与えるだけでなく、誰に対する、いかなる労務供給契約に対して、どのような労働法的規制を及ぼすのが適切であるのかという根本問題を今後の労働法のあり方、すなわち<労働法の未来>という観点から、全体的に検討する必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、上記「1. 研究開始当初の背景」で述べた<労務供給契約に対する労働法的規制の未来>の全体的検討を、わが国における19世紀から21世紀にかけての労務供給契約に対する法規制の歴史的展開過程の検証を通じておこなうことである。そして、この検証を通じて、本研究は、従来の労務供給契約に対する労働法的規制のあり方を規定していた「伝統的労働法システム」も、一定の企業組織とその成員の就業形態や契約形態を前提とした歴史的産物であり未来永劫継続できるものではない、ということを示すことを目的としている。

3. 研究の方法

本研究は、企業組織の変動と就業形態の多様化という二つの視角から導かれる「労務供給契約に対する労働法的規制の3段階モデル」(以下、「3段階モデル」という。)により、わが国における19世紀から21世紀にかけての労務供給契約に対する法規制の展開過程を、当該法規制が形成されてきた歴史的経路を様々な資料に基づいて実証的に研究する<歴史法社会学>の方法により検討している。

また、本研究では、労務供給契約に対する法規制の歴史法社会学的研究を遂行する分析枠組みとして、上述の「3段階モデル」を仮説的に設定している。そのモデルとは以下のようなものである。

第1段階(19世紀)は、資本主義の初期段階である。わが国では、労働法が存在しないか、存在したとしても、工場法などの萌芽的な労働法規が形成されはじめた時期である。この段階では、異なった成員構成と就業形態・契約形態をもつ様々な型(タイプA、タイプB、タイプC)の企業組織が併存していた。タイプAは、直接雇用の成員によってのみ構成される企業組織であり、様々な規模の家内経営である。タイプBは、直接雇用の成員と水平的に広がる間接雇用の成員によって構成される「外部請負制」が組み込まれた企業組織であり、織物・繊維業が典型である。タイプCは、直接雇用の成員と垂直的に広がる間接雇用の成員によって構成される「内部請負制」が組み込まれた企業組織であり、鉱山業が典型である。

第2段階(20世紀)は、機械制大工業の出現を経て資本主義が本格的に展開する時期であるとともに、労働法が形成・展開する時期である。企業組織の支配的な形態は、直接雇用の成員により構成される「垂直統合型」(タイプD)の企業組織に収斂し、「伝統的労働法システム」は、かかるタイプDの企業組織とその成員を前提に構築される。

第3段階(21世紀)は、前段階のタイプDは引き続き存続するが、その変容形態である二の

型(タイプEとタイプF)が出現する。そのうち、企業組織の範囲の変容に関連するのがタイプEであり、企業組織の成員構成の変容に関連するのがタイプFである。この第3段階では、第2段階のタイプDを前提に構築された「伝統的労働法システム」は、タイプEとタイプFの出現によって限界を露呈することとなる。

4. 研究成果

以上のような目的と方法をもって遂行された本研究は、対象期間の19世紀から21世紀までの幾つかの段階の幾つかの問題について、その研究を完遂することができた。その研究成果について、以下にまとめることにする。

第1に、第1段階(19世紀)に関しては、明治維新後、1867年から1896年・98年の明治民法の制定までの時期の労務供給契約に対する法規制の分析を行った。具体的には、1872年と73年に制定された太政官布告、1883年から1887年にかけて検討された徒弟・職工条例案、1896年に公布された民法債権編における労務供給規定(「雇用」「請負」「委任」)の分析である。こうした分析の結果、上記太政官布告を通じて労働関係における「人身の自由」と「契約の自由」が実現したこと、徒弟・職工条例案は、労働者の職業選択の自由や契約の自由を認めたとうえで、労務供給契約の大枠を規制し、その遵守を労使双方に求めることを狙ったものであったこと、明治民法における労務供給契約各規定の相互関係は、(a)雇傭と請負との関係については、労務それ自体を目的とする「雇傭」と労務の結果を目的とする「請負」というかたちで両者を区別する一方、(b)「雇傭」に弁護士や医者などの高級労務を含ませた結果、「雇傭」と「委任」との区別に苦慮することになったこと、を明らかにした(石田眞「戦後労働立法の歴史的前提 戦前の労働立法史」第1章「戦前における労働立法形成の歴史的前提 労働関係における市民法秩序の形成」島田陽一・菊池馨実・竹内(奥野)寿編『戦後労働立法史』(旬報社、2018年)。

なお、第1段階(19世紀)に関しては、明治維新後から明治中期にかけての労務供給契約をめぐる労使の紛争に対して裁判所がどのような判断を下したのかについて、国際日本文化研究センター所蔵の民事判決原本データベースから「雇人」に関する128件の裁判例をダウンロードし、その全ての翻刻を完成したが、それらの全面的な分析には至っていない。

第2に、第1段階(19世紀)から第2段階(20世紀)の過渡期に関しては、わが国における初期の労働立法である鉱業条例(1890年)・鉱業法(1905年)や工場法(1911年)の詳細な分析をおこない、その中で、労務供給契約に対して初期の労働保護立法がどのような法規制を行っていたのかを明らかにした(同上島田・菊池・竹内(奥野)編 第1部第3章「戦前の雇用関係立法」)。

第3に、第3段階(21世紀)に関しては、最近のプラットフォームワークという働き方(第3段階タイプFの働き方)が形のうえでは第1段階のタイプB(問屋制家内工業)の働き方と類似していることに着目し、プラットフォームワークの特徴とその歴史的位置の分析を行った。その結果について、国内では、専門雑誌にその内容を発表し(石田眞「クラウドワークの歴史的位相」『季刊労働法』259号、2017年)、国外では、2019年6月にチリのバルパライソで開催されたLLRN(Labour Law Research Network)の第4回世界会議において、The Characteristics and Historical Position of Platform Work- Towards a Legal Protection of Platform Workersと題する研究報告をおこない、一定の評価を得た。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 石田真・毛塚勝利・浜村彰・沼田雅之	4. 巻 262号
2. 論文標題 クラウドワーク研究の現段階 比較法研究・PFヒアリングを踏まえての中間総括	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 116 138
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 真	4. 巻 89 (8)
2. 論文標題 プラットフォーム・エコノミーと働き方改革	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 真	4. 巻 259号
2. 論文標題 クラウドワークの歴史的位相	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 67-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 真	4. 巻 1228号
2. 論文標題 組合掲示板からの掲示物の撤去と不当労働行為の成否	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中央労働時報	6. 最初と最後の頁 18-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞	4. 巻 331号
2. 論文標題 「雇用によらない働き方」と労働者性問題を考える	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊労働者の権利	6. 最初と最後の頁 45 - 56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞	4. 巻 1945号
2. 論文標題 「プラットフォームエコノミーと労働法」の比較研究に向けて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 6 - 11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Makoto Ishida
2. 発表標題 Crowdwork from an Historical Perspective
3. 学会等名 International Society for Labour and Social Security Law (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Makoto Ishida
2. 発表標題 Crowdwork from an Historical Perspective
3. 学会等名 Japan-Germany Labor Law Association (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Makoto Ishida
2. 発表標題 The Characteristics and Historical Position of Platform Work-Towards a Legal Protection of Plattform Workers
3. 学会等名 Labour Law Reseach Network
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 島田陽一・菊池馨実・竹内（奥野）寿	4. 発行年 2018年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 711
3. 書名 戦後労働立法史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----